

第149回 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、議決権のご行使は郵送またはインターネットで行い、当日のご来場の自粛をお願い申し上げます。

なお、本定時株主総会における感染予防に関しては、<https://www.tokyoink.co.jp/>で随時更新してまいります。

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

開催場所 東京都北区西ヶ原一丁目23番3号
滝野川会館 大ホール（もみじ）
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議案
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件





基本理念

人々の暮らしをより快適に、便利に、安全に。
地球に優しく。
豊かな暮らしと社会の発展に
広く貢献する企業でありつづけます。

企業理念

暮らしを彩る、
暮らしに役立つ
ものづくりで、
社会に貢献する。

目指すべき企業像

色彩を軸に、
市場が求める価値を
お客様と共に創造、
実現し続ける企業。

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限り定時株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使方法についてのご案内」（4頁～5頁）に沿って、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都北区西ヶ原一丁目23番3号 滝野川会館 大ホール（もみじ）
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項 報告事項 1. 第149期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第149期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.tokyoink.co.jp/>)

当社株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止について

当社第149回定時株主総会を開催するにあたり、2021年4月に政府から発出された緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルスの感染症拡大防止について、下記のとおりご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

<株主様へのお願い>

- ・今回の株主総会は、可能な限り書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、ご来場を見合わせることをご検討ください。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、一般的な感染予防策等を事前にご確認いただくとともに、当日までの健康状態にご留意のうえ、くれぐれもご無理をなされないようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調が優れない方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。



本株主総会当日の報告事項等の動画は、7月上旬から以下の当社ホームページから視聴いただけますので、ご活用ください。

当社ホームページ <https://www.tokyoink.co.jp/>

<総会会場の感染防止対策について>

- ・株主総会の役員および運営スタッフは、マスクを着用するなど、感染防止措置を施して対応いたします。
- ・会場受付付近で検温を行い、発熱があると認められる株主様、体調不良と思われる株主様は、ご入場をお断りすることがございます。
- ・飲料等の提供は行いません。ご了承ください。
- ・ご来場される株主様は、マスクの着用、会場に設置いたします消毒液の利用等、感染防止対策を十分に採られてご来場ください。
- ・場内の換気のため扉を開けることがあります。
- ・株主総会の議事は、例年より円滑に行い、時間を短縮して行う予定です。

なお、今後の状況により、株主総会の運営につき大きな変更が生ずる場合には当社ウェブサイト等においてお知らせいたします。

以上



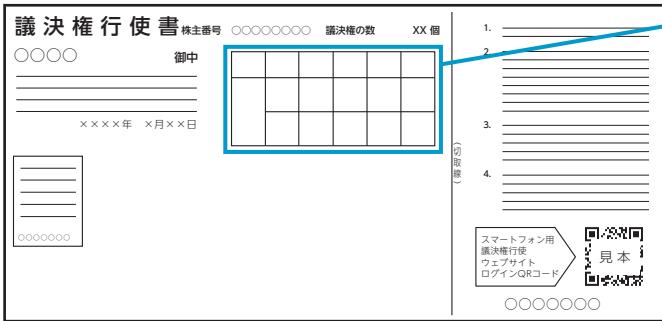
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>定時株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>2021年6月25日（金曜日） 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2021年6月24日（木曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2021年6月24日（木曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>
--	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトにログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・3号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

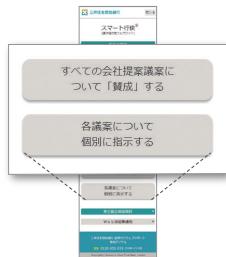
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

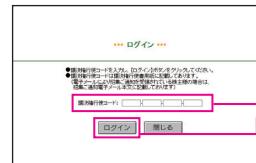
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

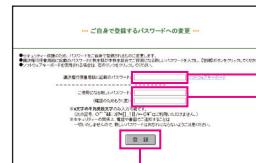
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営基盤の強化ならびに今後の企業価値向上へ向けた内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考え、安定的かつ継続的に配当することを基本方針としており、第149期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

■ 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 40円 配当総額は 104,913,200円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2021年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		当社における地位および担当	取締役会 出席状況	
1	おお はし 大橋	あつ お 淳男	再任	代表取締役会長	17回／17回 (100%)
2	ほり かわ 堀川	さとし 聡	再任	代表取締役社長・社長執行役員	17回／17回 (100%)
3	えの もと 榎本	きみ ひろ 公裕	再任	取締役・常務執行役員管理部門長 兼荒川塗料工業(株)代表取締役社長	17回／17回 (100%)
4	たか まつ 高松	のり すけ 典助	再任	取締役・執行役員営業部門長 兼市場開発本部長	17回／17回 (100%)
5	うら た 浦田	ひろ ゆき 浩之	新任	執行役員生産部門副部門長	—
6	うめ き 梅木	よし のり 佳則	再任 独立 社外	社外取締役	16回／17回 (94.1%)
7	しげ た 重田	やす じろう 安治郎	再任 独立 社外	社外取締役	17回／17回 (100%)

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

おおはし あつお
大橋 淳男

生年月日

1942年9月12日

所有する当社の株式数

57,293株

取締役会出席状況

(当事業年度)

17回／17回

(出席率100%)

再任

候補者番号

2

ほりかわ さとし
堀川 聡

生年月日

1963年3月13日

所有する当社の株式数

4,500株

取締役会出席状況

(当事業年度)

17回／17回

(出席率100%)

再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1976年12月 当社入社
1978年 8月 同取締役営業本部付
1982年 9月 同常務取締役営業本部長
1984年 9月 同代表取締役専務取締役
1986年 8月 同代表取締役社長
2012年 6月 同代表取締役社長・
社長執行役員営業部門長

2019年 4月 同代表取締役社長・
社長執行役員
2020年 6月 同代表取締役会長（現在）

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役社長として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業経営者としての豊富な経験と知識を兼ね備えており、引き続き取締役候補者といいたしました。

▶ 略歴、当社における地位および担当

1987年 4月 当社入社
2006年 8月 同貿易部長
2009年10月 同営業部門化成品営業本部長兼化成品営業第1部長
2010年 7月 同執行役員営業部門化成品営業本部長
2014年 6月 同取締役・執行役員営業部門化成品営業本部長
2015年 4月 同取締役・常務執行役員化成品事業統括

2016年 4月 同取締役・常務執行役員営業部門副部門長兼化成品事業統括
2017年 7月 同取締役・常務執行役員社長室長兼営業部門副部門長
2019年 4月 同取締役・常務執行役員営業部門長兼社長室長
2020年 6月 同代表取締役社長・社長執行役員（現在）

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、営業部門、海外事業、経営管理に関して豊富な経験と実績を持ち、また第148回定時株主総会后より代表取締役社長として、当社グループを牽引しており、その実績と経験から引き続き取締役候補者といいたしました。

候補者番号

3

えのもと きみひろ
榎本 公裕

生年月日

1955年3月6日

所有する当社の株式数

6,300株

取締役会出席状況

(当事業年度)

17回／17回

(出席率100%)

再任

候補者番号

4

たかまつ のりすけ
高松 典助

生年月日

1959年8月28日

所有する当社の株式数

1,600株

取締役会出席状況

(当事業年度)

17回／17回

(出席率100%)

再任

▶ 略歴、当社における地位および担当

1975年 4月	当社入社	2013年 4月	同取締役・常務執行役員社長室長
2003年 7月	同第二生産本部吉野原工場第1製造部長	2014年 1月	同取締役・常務執行役員管理部門長兼社長室長
2008年 4月	同社長室経営企画部部長	2017年 7月	同取締役・常務執行役員管理部門長
2009年 4月	同執行役員営業部門営業統括部長	2021年 1月	同取締役・常務執行役員管理部門長兼荒川塗料工業(株)代表取締役社長(現在)
2010年 6月	同取締役・執行役員社長室長		

▶ 重要な兼職の状況

荒川塗料工業(株)代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、CSR、経営管理、人事等に関して豊富な経験と知識を持ち、その実績から引き続き取締役候補者となりました。

▶ 略歴、当社における地位および担当

1982年 4月	当社入社	2018年 6月	同取締役・執行役員化成成品事業統括兼営業部門市場開発部長
2004年10月	同化成成品営業本部開発部長	2019年 1月	同取締役・執行役員化成成品事業統括兼営業部門市場開発本部長兼市場開発部長
2007年 4月	同開発本部企画開発部長	2019年 5月	同取締役・執行役員営業部門副部門長兼市場開発本部長兼市場開発部長
2009年 4月	同開発・技術部門市場開発部長	2020年 6月	同取締役・執行役員営業部門長兼市場開発本部長(現在)
2011年 4月	同営業部門市場開発部長		
2015年 4月	同執行役員営業部門化成成品営業本部長兼市場開発部長		
2017年 7月	同執行役員化成成品事業統括兼営業部門市場開発部長		

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、化成成品事業に関して、豊富な経験と知識を持ち、また、インクジェットインクにも精通しており、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

うら た ひろ ゆき
浦田 浩之

生年月日

1966年4月27日

所有する当社の株式数

100株

取締役会出席状況

—

新任

候補者番号

6

うめ き よしのり
梅木 佳則

生年月日

1963年6月4日

所有する当社の株式数

100株

取締役会出席状況

(当事業年度)

16回／17回

(出席率94.1%)

再任

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位および担当

- 1989年 4 月 当社入社
- 2016年 7 月 同開発・技術部門技術第3部長
- 2018年 4 月 同執行役員開発・技術部門
技術第3部長
- 2018年 7 月 同執行役員生産部門大阪工
場長兼福岡工場長
- 2020年 4 月 同執行役員生産部門副部門長
兼大阪工場長兼福岡工場長
- 2021年 1 月 同執行役員生産部門副部門長
(現在)

▶ 重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

同氏は、化成品事業において、生産部門、開発・技術部門の要職を歴任し、取締役の職務を担うにふさわしい人物であることから、新任の取締役候補者としていたしました。

▶ 略歴、当社における地位および担当

- 2001年10月 第一東京弁護士会登録 2017年 6 月 当社社外取締役 (現在)
- 2001年10月 原田・尾崎・服部法律事務所
所入所
- 2004年 9 月 安西・外井法律事務所 (現
安西法律事務所) 入所
(現在)

▶ 重要な兼職の状況

安西法律事務所弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、弁護士資格を有し、特に労働法・人事労務関連の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が再任された場合には、当該知見を活かして引き続き取締役評価協議会の議長を務めていただく予定です。なお、同氏は過去に社外役員以外の方法で会社経営に携わった経験はありませんが、上記の理由により引き続き社外取締役候補者として適任であると判断しております。

候補者番号

7

しげた やすじろう
重田 安治郎

生年月日

1952年5月7日

所有する当社の株式数

1,400株

取締役会出席状況

(当事業年度)

17回／17回

(出席率100%)

再任

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位および担当

1975年 4 月	三井石油化学工業株式会社 入社	2007年 6 月	Advanced Composites,inc. 執行役上級副社長
1995年 1 月	General Electric Plastics B.V.在勤	2009年 1 月	Advanced Composites,inc. 取締役最高執行役社長
1997年10月	三井化学株式会社ライセン ス事業部部长職部門員	2012年 6 月	当社常勤監査役 (社外監査 役)
2003年 6 月	同石化事業グループライセ ンス事業部長	2017年 6 月	同退任
		2018年 6 月	当社社外取締役 (現在)

▶ 重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、他社での経営者としての経験から、当社の社外監査役在任期間において豊富な経験や知見に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、引き続き社外取締役候補者として適任であると判断しております。

また、同氏が再任された場合には、当該経験および知見を活かして、引き続き取締役評価協議会のメンバーとして、助言をいただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 浦田浩之氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 梅木佳則、重田安治郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 梅木佳則、重田安治郎の両氏は、当社の現任の社外取締役であり、社外取締役としての在任年数は、本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ以下のとおりであります。
- 梅木佳則氏 4年
重田安治郎氏 3年
5. 当社は、梅木佳則、重田安治郎の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、梅木佳則、重田安治郎の両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役を含む被保険者の損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、梅木佳則、重田安治郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 星名昇一氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 小林俊哉氏は、監査役 星名昇一氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第33条第2項の規定により、監査役 星名昇一氏の任期が満了する2023年6月開催予定の第151回定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

こばやし としや
小林 俊哉

生年月日
1959年8月13日
所有する当社の株式数
一株

▶ 略歴、当社における地位

1984年4月 当社入社
2005年9月 同化成品営業本部化成品営業第2部長
2008年10月 同化成品営業本部化成品営業第1部長
2009年4月 同営業部門大阪支店長
2018年10月 同生産部門吉野原工場管理部長（現在）

▶ 重要な兼職の状況

—

監査役候補者とした理由

同氏は、当社において長年の営業経験を有し、また、大阪支店長としての経験から、当社の全事業に精通しており、その経験を監査役として発揮することを期待し、監査役候補者いたしました。

新任

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小林俊哉氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 当社は、小林俊哉氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の責任の限度額は、その職務を行うにつき善意にかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役および監査役を含む被保険者の損害賠償請求の損害を当該保険契約によって填補することとしております。小林俊哉氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2020年4月1日～2021年3月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、景気は急速に悪化し、厳しい状況となりました。1回目の緊急事態宣言解除をきっかけとして国内消費に緩やかな回復基調が見られたものの、第2波、第3波と感染者が再び急増し、景気の先行きは極めて不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループは、既存の事業領域における競争力強化と顧客満足の向上および周辺事業領域への拡大に引き続き努めてまいりましたが、大変厳しい状況で推移いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が381億6千5百万円で前年度比44億6百万円の減収（10.4%減）、営業利益は2億5千6百万円で前年度比3億3千6百万円の減益（56.7%減）、経常利益は6億2千2百万円で前年度比1億8千6百万円の減益（23.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億円で前年度比5千6百万円の減益（8.6%減）となりました。

売上高

381 億 6 千 5 百万円

前年度比 10.4%減 ↓

営業利益

2 億 5 千 6 百万円

前年度比 56.7%減 ↓

経常利益

6 億 2 千 2 百万円

前年度比 23.1%減 ↓

親会社株主に帰属する当期純利益

6 億円

前年度比 8.6%減 ↓

企業集団のセグメント別概況は次のとおりであります。

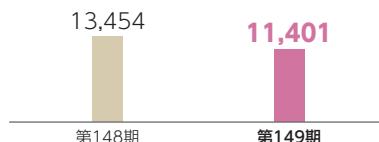
インキ事業 売上高 114億 1百万円 (前年度比15.3%減)

■ 売上高構成比



■ 売上高

(単位：百万円)



インキ事業を取り巻く各製品の市場環境の分析は、下記のとおりです。

オフセットインキにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による需要減とともに、デジタル化への移行による商業印刷の減少による市場の縮小化の加速が進行しております。

グラビアインキにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による食品用途での需要の増加が見込めますが、一方で市場全体の縮小化が進行しております。

インクジェットインクにつきましては、産業用を中心に拡大傾向にありますが、主な需要先である北米・EU諸国での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、販売が減少しております。

次に、インキ事業における各製品の当連結会計年度の概況をご報告いたします。

オフセットインキおよび印刷用材料は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、折込チラシ、旅行関連、イベント企画等あらゆる印刷物の需要が落ち込む中、選択と集中で売上確保に努め、復調の気配はあったものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準までには戻らず、売上高・利益ともに前年度に比べ大きく減少いたしました。

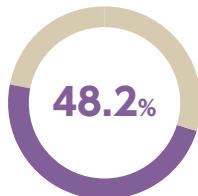
グラビアインキは、新型コロナウイルス感染症の影響により、贈答用・土産用の紙用グラビアインキが落ち込みましたが、在宅による食品需要の増加により、戦略製品である環境対応インキ・バリア機能インキなどの高付加価値品の販売が前年度に比べ増加いたしました。また、固定費削減の効果もあり、売上高は減収となりましたが、増益となりました。

インクジェットインクは、受託インクが、第3四半期以降、復調の気配があったものの、主要市場である北米やEU諸国で新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、産業用機能性インクにおいても、化粧品用、建材用需要の減少により、売上高・利益ともに前年度に比べ減少いたしました。

この結果、インキ事業の売上高は、114億1百万円で前年度比20億5千3百万円の減収(15.3%減)、セグメント利益は2億8百万円で前年度比8千9百万円の減益(30.2%減)となりました。

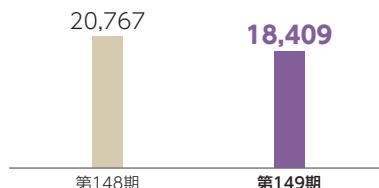
化成品事業 売上高 184億 9百万円 (前年度比11.4%減)

■ 売上高構成比



■ 売上高

(単位：百万円)



化成品事業を取り巻く各製品の市場環境の分析は、下記のとおりです。

マスターバッチは、自動車用途については、新型コロナウイルス感染症による経済活動停滞に伴う需要減に見舞われましたが、徐々に回復するものと推察しております。しかし、フィルムやその他各種用途向けにつきまちは、脱プラスチックの影響を受けているものと思われます。今後もその傾向は加速するものと思われ、今後も継続するものと推察されます。

樹脂コンパウンドは、樹脂メーカーのインライン化の進行が継続しております。

次に、化成品事業における各製品の当連結会計年度の概況をご報告いたします。

着色剤、添加剤等のマスターバッチ製品は、新型コロナウイルス感染症の影響により、食品包材や衛生材関係で好調な製品はありましたが、外出自粛やインバウンド需要の減少などにより、衣料品、化粧品、日用品向けなどの一般包装資材関係は不調のまま回復せず、また、農業資材関係は、天候不順や人手不足の影響を受け、売上高・セグメント利益はともに前年度に比べ減少いたしました。自動車用途は、新型コロナウイルス感染症による自動車生産台数起因による大幅な減少があり、第3四半期以降は復調しましたが、売上高・利益ともに前年度に比べ減少いたしました。

樹脂コンパウンドは、新型コロナウイルス感染症の影響により、電子機器関係、OA機器関係が好調でしたが、マスターバッチと同様に自動車関係における生産台数起因による大幅な減少の影響が大きく、売上高・利益ともに前年度に比べ減少いたしました。

この結果、化成品事業の売上高は、184億9百万円で前年度比23億5千7百万円の減収(11.4%減)、セグメント利益は10億9千2百万円で前年度比4億4千1百万円の減益(28.8%減)となりました。

加工品事業

売上高 83億 8百万円（前年度比 2.7%増）

■ 売上高構成比



■ 売上高

(単位：百万円)



加工品事業を取り巻く各製品の市場環境の分析は、下記のとおりです。

ネトロン工材は、水処理用資材の需要が旺盛であり、新型コロナウイルス感染症の影響も受けず、今後も順調に推移するものと推察されます。

ネトロン包材は、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的ではありますが、一部の製品で脱プラスチックの影響を受けることが懸念されます。

一軸延伸フィルムは、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要の低迷、贈答品包装用途が減少し、また、脱プラスチックの影響も受けているものと推察されます。

土木資材は、新型コロナウイルス感染症の影響は一切なく、防災・減災需要の増加を背景に順調に推移するものと推察されます。

農業用資材は、新型コロナウイルス感染症の影響は限定的ではありますが、国内人口の減少に伴い、一時的に影響を受けるものと推察されます。

次に、加工品事業における各製品の当連結会計年度の概況をご報告いたします。

ネトロン工材は、新型コロナウイルス感染症の影響は少なく、水処理用資材の輸出需要増加等により、売上高・利益ともに前年度に比べ増加いたしました。

ネトロン包材は、新型コロナウイルス感染症の影響により、青果物用ネットの巣ごもり消費が増加したものの、外食業界向けおよび水産用ネットの需要が低迷し、売上高・利益ともにほぼ前年度並みに推移いたしました。

一軸延伸フィルムは、新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド需要の低迷および消費者の外出自粛により贈答品包装用途が減少し、売上高・利益ともに前年度に比べ減少いたしました。

土木資材は、独自工法の確立に加え、国土強靱化計画に伴う需要拡大および災害復旧需要に対応したジオセル、ならびにその周辺部材が復興に大きく貢献し、売上高・利益ともに前年度に比べ大幅に増加いたしました。

農業用資材は新型コロナウイルス感染症の影響で、先行き不透明感による投資意欲の減退および市況低迷により、売上高・利益ともに前年度に比べ減少いたしました。

この結果、加工品事業の売上高は、83億8百万円で前年度比2億2千万円の増収（2.7%増）、セグメント利益は9億4千6百万円で前年度比3億3千9百万円の増益（55.8%増）となりました。

不動産賃貸事業 売上高 4千5百万円 (前年度比 82.4%減)

■ 売上高構成比



■ 売上高

(単位：百万円)



不動産賃貸事業は、前年度における一部の賃貸物件の売却により、売上高は前年度に比べ減少いたしました。当事業年度に完成した埼玉県さいたま市の戸建賃貸住宅であるパレットパークタウンは、現時点において非常に高い評価を受けており、また、東京都北区の賃貸オフィスは、満室の状態であり、今後の収益が期待されます。

この結果、不動産賃貸事業の売上高は、4千5百万円で前年度比2億1千4百万円の減収（82.4%減）、セグメント利益は4百万円で前年度比1億1千5百万円の減益（96.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

〈当連結会計年度に完成した主要設備〉

(単位：百万円)

セグメント	設 備	金 額
インキ事業	羽生工場他 インキ製造設備	307
化成品事業	吉野原工場、大阪工場他 化成品製造設備	1,007
加工品事業	東洋整機樹脂加工(株)他 加工品製造設備	485
不動産賃貸事業	戸建賃貸住宅建設費等	147

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました投資等の所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金によっております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2021年1月29日付で、荒川塗料工業株式会社の全株式を取得し、連結子会社といたしました。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、「暮らしを彩る、暮らしに役立つものづくりで、社会に貢献する」を企業理念として、「色彩を軸に、市場が求める価値をお客様と共に創造、実現し続ける企業」を目指し、高収益メーカーへの成長の通過点として2020年度連結経常利益15億円を目標とする5か年の経営計画「TOKYOink 2020」を策定し、取り組んでおります。

2016年に公表した「TOKYOink 2020」における経営戦略は以下のとおりです。

- ① コア事業の更なる強化とコア事業周辺領域の事業を拡大することを目指した事業戦略
- ② 素材を活かす要素技術と加工技術の拡充を目指した技術戦略
- ③ 株主価値の向上と事業戦略に応じた最適資本構成を目指した財務戦略
- ④ 人的資源の有効活用を目指した人事戦略

合わせて、基盤の整備として「現場力の徹底強化」を推進しております。

2020年度のがわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動は大きな打撃を受けました。各種経済政策等の効果によって一部回復の動きが見られたものの、第2波、第3波と市況の低迷は長期化し、今後の経済に与える影響は極めて不透明な状況にあります。

当社グループ製品につきましても、生活に密接に関連した製品を多岐に亘り展開していることから多大な影響を受けております。

また、グローバルな潮流として、近年のデジタル技術の急速な進化により、行動様式に変化が見られることで商業・出版印刷のデジタル化へのシフトが加速していることや、サステナビリティへの意識の高まりによる脱プラスチックの流れが加速していることにより、当社グループ製品の需要動向全体に影響がおよんでおり、環境規制等による原材料の供給面等にも影響が生じております。

新型コロナウイルス感染症に関して、十分な感染防止対策を取りつつ、当社グループ事業活動への影響が最小限となるよう、努めるとともに、持続的に成長できる企業になるために、環境問題への長期的な取り組みや、外部環境変化に対応できる企業構造の変革を進めてまいります。

なお、2020年度は、「TOKYOink 2020」の最終年度でありましたが、新型コロナウイルス感染症の経営環境への影響が見通せない状況が継続していること、ウィズコロナ、アフターコロナ下での外部環境変化も未だ不透明な状況下にあることから、現中期経営計画を1年延期すること、また、次期中期経営計画の始動年度を2022年度とすることを2020年8月に決定いたしました。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

■ 売上高 (単位：百万円)



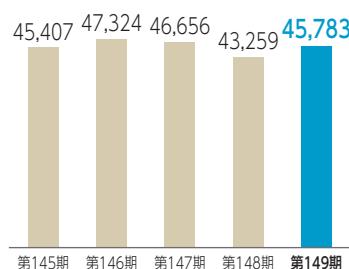
■ 経常利益 (単位：百万円)

■ 親会社株主に
帰属する当期純利益 (単位：百万円)

■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 (単位：百万円)



■ 純資産 (単位：百万円)



(単位：百万円)

区 分	第145期 (2016/4~2017/3)	第146期 (2017/4~2018/3)	第147期 (2018/4~2019/3)	第148期 (2019/4~2020/3)	第149期 (2020/4~2021/3) [当連結会計年度]
売 上 高	43,949	44,866	44,628	42,572	38,165
経 常 利 益	1,540	1,761	1,437	808	622
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,065	1,281	1,027	657	600
1株当たり当期 純 利 益	394.03円	474.04円	380.40円	244.01円	228.94円
総 資 産	45,407	47,324	46,656	43,259	45,783
純 資 産	22,875	24,307	24,125	23,901	25,216

(注) 1. 第145期から第148期までにおける数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

2. 当社は、2017年6月29日開催の第145回定時株主総会決議に基づき、2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、1株当たり当期純利益は、第145期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
林インキ製造株式会社	18百万円	100%	印刷インキの製造
荒川塗料工業株式会社	40百万円	100%	各種塗料の製造販売
英泉ケミカル株式会社	30百万円	100%	化成品の製造
ハヤシ化成工業株式会社	50百万円	100%	化成品の製造
トーイン加工株式会社	10百万円	100%	加工品の製造
東洋整機樹脂加工株式会社	40百万円	73.6%	一軸延伸フィルムの製造
東京インキ株式会社U.S.A.	2百万 米ドル	100%	印刷インキ、化成品等の輸出入販売
東京インキ（タイ）株式会社	200百万 タイバーツ	97.5%	化成品の製造販売
東京油墨貿易（上海）有限公司	50万 米ドル	100%	化成品、加工品等の輸出入販売

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 東京ポリマー株式会社は、2019年9月30日をもって事業を休止し、連結の対象から外れたため、重要な子会社から除外しております。

3. 上記のうち、荒川塗料工業株式会社およびハヤシ化成工業株式会社については、当連結会計年度において連結の範囲に含めており、重要な子会社に含めております。

4. 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の9社であり、当連結会計年度の売上高は381億6千5百万円（前年度比10.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億円（前年度比8.6%減）であります。

(11) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

セグメント	主要な事業内容
インキ事業	オフセットインキ・グラビアインキ・インクジェットインクの製造販売 各種塗料の製造販売 印刷用材料・印刷機械の販売
化成品事業	マスターバッチ・樹脂コンパウンドの製造販売
加工品事業	工業用・包装用ネトロン [®] の製造販売 一軸延伸フィルムの製造販売 土木資材・農業用資材の販売
不動産賃貸事業	不動産の賃貸

(12) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本店	東京都北区王子一丁目12番4号 T I C王子ビル
名古屋支店	愛知県名古屋市中区
大阪支店	大阪府大阪市天王寺区
福岡支店	福岡県大野城市
札幌営業所	北海道札幌市東区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
新潟営業所	新潟県新潟市中央区
広島営業所	広島県広島市南区
高松営業所	香川県高松市
羽生工場	埼玉県羽生市
吉野原工場	埼玉県さいたま市北区
土岐工場	岐阜県土岐市
大阪工場	大阪府枚方市
福岡工場	福岡県三潴郡大木町

② 子会社

名 称	所 在 地
林インキ製造株式会社	東京都足立区
荒川塗料工業株式会社	埼玉県加須市
英泉ケミカル株式会社	埼玉県比企郡嵐山町
ハヤシ化成工業株式会社	千葉県野田市
トーイン加工株式会社	宮崎県都城市
東洋整機樹脂加工株式会社	愛知県北名古屋市
東京インキ株式会社U.S.A.	米国カリフォルニア州シグナルヒル市
東京インキ (タイ) 株式会社	タイ王国バンコク都
東京油墨貿易 (上海) 有限公司	中華人民共和国上海市

(13) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)**① 企業集団の従業員数の推移**

決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
従業員数	706 (135) 名	702 (138) 名	712 (135) 名	730 (135) 名

② 当社の従業員数の推移

決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
従業員数	620 (108) 名	607 (108) 名	604 (108) 名	598 (112) 名

③ 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
598 (112) 名	44.2歳	21.9年

(注) 1. 従業員数は期末時点での就業人員であります。

2. 臨時従業員および嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主な借入先 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金額
株式会社みずほ銀行	2,464
三井住友信託銀行株式会社	2,328
株式会社三菱UFJ銀行	1,486
株式会社三井住友銀行	888
株式会社りそな銀行	684

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 7,400,000株

(2) 発行済株式の総数 2,725,758株

(3) 株主数 3,074名

(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
共同印刷株式会社	240	9.18
東京インキ取引先持株会	194	7.43
東京インキ従業員持株会	126	4.82
有限会社久栄	110	4.19
東京海上日動火災保険株式会社	95	3.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	94	3.61
株式会社みずほ銀行	66	2.55
三井住友信託銀行株式会社	62	2.37
大橋淳男	57	2.18
明治安田生命保険相互会社	45	1.75

(注) 1. 当社は、自己株式を102,928株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	大橋 淳 男	
代表取締役社長・社長執行役員	堀川 聡	
取締役・常務執行役員	酒井 和 文	生産部門長
取締役・常務執行役員	伊藤 幸 一	開発・技術部門長
取締役・常務執行役員	榎本 公 裕	管理部門長兼荒川塗料工業(株)代表取締役社長
取締役・執行役員	高松 典 助	営業部門長兼市場開発本部長
取締役	梅木 佳 則	安西法律事務所弁護士
取締役	重田 安治郎	
常勤監査役	石井 啓 太	
常勤監査役	伊東 義 人	
監査役	星 名 昇 一	

- (注) 1. 取締役 梅木佳則、重田安治郎の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 石井啓太、伊東義人の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 梅木佳則、重田安治郎、監査役 石井啓太、伊東義人の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 伊東義人氏は、三井化学株式会社において、財務・経理部門の要職を歴任されており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 就任
 監査役 伊東義人氏は、2020年6月26日開催の第148回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
 6. 退任
 監査役 平瀬栄治氏は、2020年6月26日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
 7. 当事業年度中の取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当等	異動後の担当等	異動年月日
大橋 淳 男	代表取締役社長・社長執行役員	代表取締役会長	2020年6月26日
堀川 聡	取締役・常務執行役員 営業部門長兼社長室長	代表取締役社長・社長執行役員	2020年6月26日
高松 典 助	取締役・執行役員営業部門副部門長 兼市場開発本部長兼市場開発部長	取締役・執行役員 営業部門長兼市場開発本部長	2020年6月26日
榎本 公 裕	取締役・常務執行役員管理部門長	取締役・常務執行役員管理部門長 兼荒川塗料工業(株)代表取締役社長	2021年1月29日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、両社外取締役および各監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、両社外取締役または各監査役が、その職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は下記のとおりです。

当社は、職責の範囲・重さ・経営計画「TOKYOink 2020」に対する進捗状況を総合的に勘案し、取締役会が設置し、社外取締役が議長を務める、各取締役の報酬諮問機関である取締役評価協議会（メンバー：議長 社外取締役 梅木佳則、社外取締役 重田安治郎、代表取締役社長 堀川聡、取締役・常務執行役員管理部門長 榎本公裕）に諮問され、その答申を踏まえて取締役会にて支給額を定めるという手続きをとっております。

当社取締役の報酬は、基本報酬・職位報酬・自社株取得目的報酬から構成される固定報酬と業績連動報酬である役員賞与によって構成されております。自社株取得目的報酬は、役員持株会を通じて自社株を購入し、株主との立場の共有を進め、株主価値を向上するためのインセンティブとして機能しております。業績連動報酬は、経営計画「TOKYOink 2020」に対する目標進捗に対する業績に基づく支給となっており、取締役へのインセンティブとして機能しております。

各取締役への報酬額は、支給基準や外部指標に照らしつつ個々の取締役の評価と水準を確認する取締役評価協議会での審議を活用することにより、客観性・透明性ある手続に従って行われております。当連結会計年度において当社取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会および取締役評価協議会は、各々1回ずつ開催されております。

② 当事業年度に係る報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役 2名)	157 (10)	157 (10)	—	—	8 (2)
監査役 (うち社外監査役 3名)	39 (29)	39 (29)	—	—	4 (3)

- (注) 1. 百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額250百万円以内と2000年6月29日開催の第128回定時株主総会で決議いただいております。
4. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40百万円以内と1997年6月27日開催の第125回定時株主総会で決議いただいております。
5. 監査役の報酬等の額には、2020年6月26日開催の第148回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名(社外監査役1名)を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数人は、取締役8名(うち社外取締役2名)および監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
6. 当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、2015年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止することを決議しております。同定時株主総会終結後、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同定時株主総会において決議いただいております。
- なお、当事業年度に退任した監査役は、上記の役員退職慰労金制度廃止後に就任した役員であります。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬として常勤取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬に係る指標としては、連結営業利益を採用しており、取締役評価協議会にてあらかじめ定められた算定方式に基づき、連結営業利益の水準に応じて固定報酬に対してゼロから2割程度の比重となる範囲で業績連動報酬総額が定まります。

営業利益は、まさに本業による利益をあらわすものであり、取締役の活動の成果を直接的に反映する指標であり、経営成績の達成に向けて高いモチベーション効果をもたらすとともに、本業の営業活動や生産活動に対する大きな責任を表すものと考えております。

なお、当事業年度に対する取締役の業績連動報酬はありません。

⑤ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑥ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2000年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額250百万円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第125回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 堀川聡に対し、社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた役員賞与に関する評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役評価協議会がその妥当性等について確認しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 梅木佳則氏の重要な兼職の状況は、「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	梅木佳則	当事業年度に開催された取締役会には、17回中16回出席(出席率94.1%)し、弁護士の立場から社外取締役として適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬を担う任意の委員会である取締役評価協議会の議長として、役員的人事・報酬の審議に携わり、弁護士としての知見から適宜必要な助言をいただいております。
社外取締役	重田安治郎	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回出席(出席率100%)し、他社での経営者および当社の監査役としての経験から社外取締役として適宜必要な発言を行っております。また、指名・報酬を担う任意の委員会である取締役評価協議会のメンバーとして、役員的人事・報酬の審議に携わり、他社での経営者および当社の監査役としての経験と知見から、適宜必要な助言をいただいております。
社外監査役	石井啓太	当事業年度に開催された取締役会には、17回中17回(出席率100%)、監査役会には18回中18回出席(出席率100%)し、社外監査役として行った監査の報告をし、社外監査役の立場から適宜必要な発言を行っております。
社外監査役	伊東義人	2020年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、13回中13回(出席率100%)、監査役会には13回中13回出席(出席率100%)し、社外監査役として行った監査の報告をし、社外監査役の立場から適宜必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、前事業年度の監査実績、監査時間および報酬額を確認した上で、社内関係部門ならびに会計監査人より聴取を行い、当事業年度の監査計画および監査予定時間ならびに報酬額の妥当性につき検討した結果、提示された会計監査人の報酬について同意しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、東京インキ株式会社U.S.A.および東京インキ（タイ）株式会社ならびに東京油墨貿易（上海）有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、収益認識基準の適用に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、現に契約している会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を説明いたします。

また、監査役会は、現に契約している会計監査人について、監査役会が定めた会計監査人评价指針に従い、会計監査人の品質管理、監査チームの独立性・専門性、監査の有効性・効率性、監査役とのコミュニケーションおよび不正リスク対応などを総合的に評価し必要があると判断した場合、その他必要と判断した場合には、当該会計監査人を不再任とすることに關する株主総会に提出する議案の内容を監査役会の決議により決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会からなる代表取締役社長直轄のCSR協議会を設置し、グループ全体の内部統制の一元化を図る。
- ロ. 全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取組む。
- ハ. 定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役全員と監査役全員が出席し、会社の重要事項の決定および重要な報告事項を報告する。
- ニ. 取締役執行役員で構成されている経営会議を開催し、経営に関する重要事項および業務執行に関する重要事項の審議を実施する。なお、経営会議には監査役が出席し、監査役として必要な意見を述べ、取締役に対する監督機能を強化する。
- ホ. 「公益通報者保護規程」を制定し、会社業務の執行上の法令違反行為等の報告・相談窓口である「通報窓口」を社内および社外に設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、取締役会議事録・経営会議議事録を「文書管理規程」に基づいて、保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. CSR協議会のもとにリスク管理委員会を設置し、全社的なリスクを把握・評価し、適切な対応を行うことにより、リスクの未然防止およびリスク発生時の損失の最小化を図る。
- ロ. リスク管理委員会は、社内啓蒙活動を通して、各業務におけるリスク認識の重要性について、周知徹底を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 経営上の重要事項については、経営会議の事前審議を経て、取締役会に上程し、決定される。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌」および「責任・権限」の明示を行い、それぞれの責任および権限を明確化する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 全ての社員が守るべき行動規範を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
- ロ. 行動規範を実践するため、およびコンプライアンス活動を推進するためにCSR協議会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制を整備する。
- ハ. コンプライアンス委員会は、全事業所において啓蒙活動を行う。

⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理を行い、当社が子会社から定期的に報告を受ける体制を整備し、子会社の役職員の効率的な職務の執行を図る。
- ロ. 監査部は子会社を含めた当社グループ全体の業務遂行状況の監査を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。なお、当該使用人は、専ら監査役の指揮命令に従う。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 代表取締役社長および取締役は、それぞれ監査役と定期的に会合を持ち、会社の重要事項への取組み状況の報告を行う。
- ロ. 監査役は、取締役会・経営会議・CSR協議会など社内的重要会議に出席する。
- ハ. 当社グループの取締役および使用人は、当社または子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実、その他監査役と協議して定めた事項を監査役に速やかに報告する。
- ニ. 当社グループは、監査役に対して報告を行ったことを理由として、当該報告者に不利な取扱いをすることを禁止する。

⑨ 監査役職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行にあたり発生する費用について、当社の定められた手続に基づく監査役からの請求に従い、速やかに前払いまたは償還する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会・経営会議・CSR協議会など社内の重要会議に出席する。
- ロ. 監査役は、会計監査人との間および監査部との間で、定期的に意見交換を行う等、相互に連携を図り監査を実施する。
- ハ. 監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役および使用人から説明をもとめ、それに対し取締役および使用人は速やかかつ適切な報告を行う。

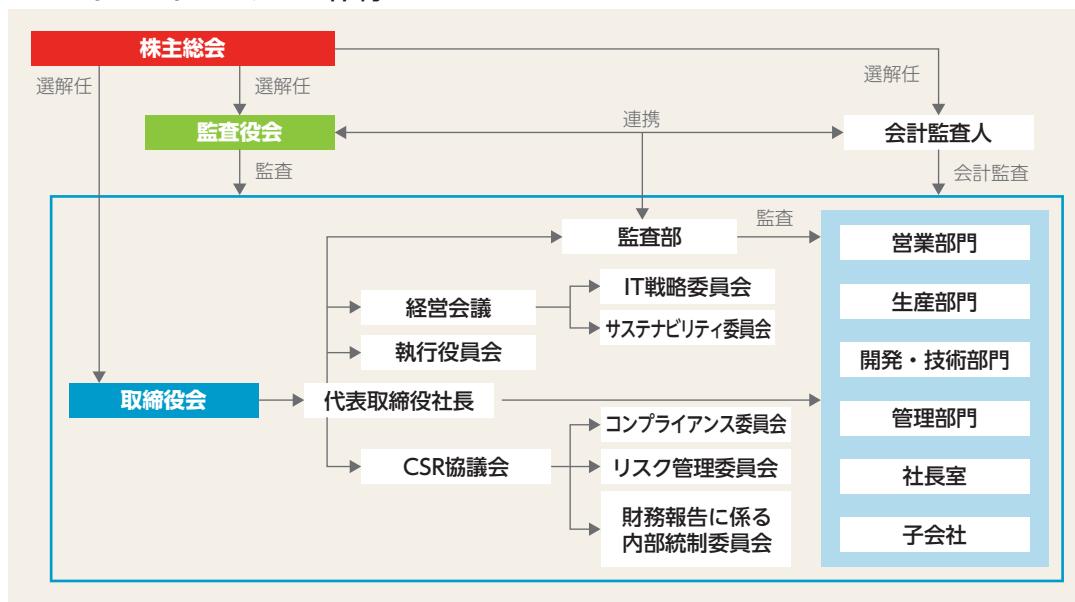
⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 金融商品取引法の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するためにCSR協議会のもとに財務報告に係る内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図る。
- ロ. 監査部は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。なお、監査を受けた部署は、是正、改善の必要がある場合、その対策を講じる。

⑫ 反社会的勢力を排除するための体制

全ての社員が守るべき行動規範に則り、警察当局や関係機関などと十分に連携し、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響をおよぼす反社会的な個人・団体とは一切関係を持たない。

■ コーポレートガバナンス体制



(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会からなる代表取締役社長直轄のCSR協議会を設置しております。

CSR協議会は、代表取締役社長を議長とし、全ての部門長およびリスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会の委員長を協議員として構成されております。CSR協議会は、下部組織の3委員会より情報を収集し、当社の社会的責任を果たすことで、企業価値の向上を図ることを目的としております。

なお、CSR協議会は、当事業年度において3回開催され、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、財務報告に係る内部統制委員会の3委員会からそれぞれ活動報告を受けました。

① リスク管理体制に関する取組み

リスク管理委員会は、管理部門長を委員長とし、様々なリスクを抽出・検証し、その有効性の評価を行っております。

当事業年度において、リスク管理委員会は、3回開催され、経営目標達成の支援および様々なリスクのレポートライン一元化を目指し、リスク管理委員会のメンバーで構成されたERM（全社リスクマネジメント）構築プロジェクトを発足させました。また、「BCP基本方針書」を制定し、全社BCM事務局を総務部に設置し、全社BCP構築の実行推進を図っております。

② コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス委員会は、管理部門長を委員長とし、主に当社および子会社からなる当社グループ全体のコンプライアンスの強化を図るため、啓蒙・教育を中心に活動しております。

当事業年度において、コンプライアンス委員会は、3回開催され、各部門で研修テーマを決定し、全従業員に対して研修を行い、またe-Learningでの研修、冊子の配布、コンプライアンスポスターの掲示等により、全従業員に対して啓蒙・教育活動に取り組みました。

③ 財務報告の適正性に関する取組み

財務報告に係る内部統制委員会は、管理部門長を委員長とし、当社グループの財務報告の適正性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備・運用ならびに評価を行っております。

当事業年度において、財務報告に係る内部統制委員会は、3回開催され、財務報告に係るリスクの分析および評価を行ってリスクに適切に対応すべく内部統制の整備・運用の改善に取り組みました。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化ならびに今後の企業価値向上へ向けた内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考え、安定的かつ継続的に配当することを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、中間および期末の年間2回の剰余金の配当を実施することとしております。なお、当社は、定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、期末配当につきましては、従前どおり定時株主総会の決議によることといたしております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	25,655
現金及び預金	3,163
受取手形及び売掛金	14,345
商品及び製品	4,056
仕掛品	1,611
原材料及び貯蔵品	2,161
その他	343
貸倒引当金	△27
固定資産	20,128
有形固定資産	14,003
建物及び構築物	6,597
機械装置及び運搬具	2,892
工具、器具及び備品	410
土地	3,623
リース資産	222
建設仮勘定	257
無形固定資産	632
その他	632
投資その他の資産	5,492
投資有価証券	4,404
繰延税金資産	47
退職給付に係る資産	211
その他	884
貸倒引当金	△55
資産合計	45,783

科目	金額
負債の部	
流動負債	15,032
支払手形及び買掛金	8,395
短期借入金	3,116
1年内返済予定の長期借入金	1,555
リース債務	93
未払法人税等	29
賞与引当金	437
未払消費税等	13
未払費用	822
その他	569
固定負債	5,533
長期借入金	3,969
リース債務	153
繰延税金負債	905
役員退職慰労引当金	243
退職給付に係る負債	83
その他	179
負債合計	20,566
純資産の部	
株主資本	24,186
資本金	3,246
資本剰余金	2,526
利益剰余金	18,675
自己株式	△262
その他の包括利益累計額	876
その他有価証券評価差額金	687
為替換算調整勘定	△107
退職給付に係る調整累計額	296
非支配株主持分	154
純資産合計	25,216
負債・純資産合計	45,783

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		38,165
売上原価		31,969
売上総利益		6,195
販売費及び一般管理費		5,939
営業利益		256
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	151	
出資分配益	207	
その他	93	457
営業外費用		
支払利息	35	
為替差損	13	
その他	43	92
経常利益		622
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	171	
負ののれん発生益	219	391
特別損失		
固定資産除売却損	84	
投資有価証券評価損	39	
その他	0	123
税金等調整前当期純利益		889
法人税、住民税及び事業税	284	
法人税等調整額	△2	282
当期純利益		606
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		600

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,246	2,526	17,401	△260	22,913
誤謬の訂正による累積的影響額	-	-	892	-	892
遡及処理後当期首残高	3,246	2,526	18,294	△260	23,806
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△209	-	△209
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	600	-	600
自己株式の取得	-	-	-	△1	△1
連結範囲の変動	-	-	△9	-	△9
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	381	△1	380
当期末残高	3,246	2,526	18,675	△262	24,186

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	363	0	39	△463	△60	149	23,002
誤謬の訂正による累積的影響額	-	-	5	-	5	-	898
遡及処理後当期首残高	363	0	44	△463	△54	149	23,901
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△209
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	600
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-	△9
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	324	△0	△152	759	931	4	935
当期変動額合計	324	△0	△152	759	931	4	1,315
当期末残高	687	-	△107	296	876	154	25,216

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	24,148
現金及び預金	1,998
受取手形	2,176
電子記録債権	3,022
売掛金	8,749
商品及び製品	3,919
仕掛品	1,605
原材料及び貯蔵品	2,014
前払費用	50
短期貸付金	508
その他	111
貸倒引当金	△7
固定資産	18,637
有形固定資産	11,376
建物	5,079
構築物	281
機械及び装置	2,417
車両運搬具	40
工具、器具及び備品	390
土地	2,709
リース資産	199
建設仮勘定	257
無形固定資産	595
ソフトウェア	579
その他	16
投資その他の資産	6,666
投資有価証券	4,400
関係会社株式	1,969
固定化営業債権	2
その他	348
貸倒引当金	△55
資産合計	42,786

科目	金額
負債の部	
流動負債	15,125
電子記録債務	840
買掛金	7,309
短期借入金	3,611
1年内返済予定の長期借入金	1,555
リース債務	86
未払金	296
未払法人税等	19
未払費用	807
賞与引当金	402
預り金	44
設備関係電子記録債務	90
その他	60
固定負債	5,101
長期借入金	3,929
リース債務	134
繰延税金負債	414
退職給付引当金	215
役員退職慰労引当金	228
資産除去債務	12
その他	167
負債合計	20,227
純資産の部	
株主資本	21,871
資本金	3,246
資本剰余金	2,511
資本準備金	2,511
その他資本剰余金	0
利益剰余金	16,375
利益準備金	475
その他利益剰余金	15,899
別途積立金	9,272
配当引当積立金	590
買換資産圧縮積立金	1,145
繰越利益剰余金	4,891
自己株式	△262
評価・換算差額等	687
その他有価証券評価差額金	687
純資産合計	22,558
負債・純資産合計	42,786

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		37,974
売上原価		31,989
売上総利益		5,985
販売費及び一般管理費		5,647
営業利益		337
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	151	
その他	76	237
営業外費用		
支払利息	37	
為替差損	12	
その他	34	84
経常利益		490
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	171	171
特別損失		
固定資産除売却損	72	
投資有価証券評価損	39	
その他	0	112
税引前当期純利益		550
法人税、住民税及び事業税	179	
法人税等調整額	△36	143
当期純利益		406

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					別途積立金	配当引当積立金	買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,246	2,511	0	2,511	475	9,272	590	1,182	4,657	16,178
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	△209	△209
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	△36	36	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	406	406
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△36	233	197
当期末残高	3,246	2,511	0	2,511	475	9,272	590	1,145	4,891	16,375

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△260	21,675	363	0	364	22,039
当期変動額						
剰余金の配当	—	△209	—	—	—	△209
買換資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	406	—	—	—	406
自己株式の取得	△1	△1	—	—	—	△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	324	△0	323	323
当期変動額合計	△1	195	324	△0	323	519
当期末残高	△262	21,871	687	—	687	22,558

(注) 百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

東京インキ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 啓 輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 原 諭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京インキ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京インキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

東京インキ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 村 松 啓 輔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 原 諭 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京インキ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第149期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

東京インキ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 石 井 啓 太 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 伊 東 義 人 ㊟

監査役 星 名 昇 一 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

滝野川会館 大ホール (もみじ)

東京都北区西ヶ原一丁目23番3号

電話：東京03-3910-1651

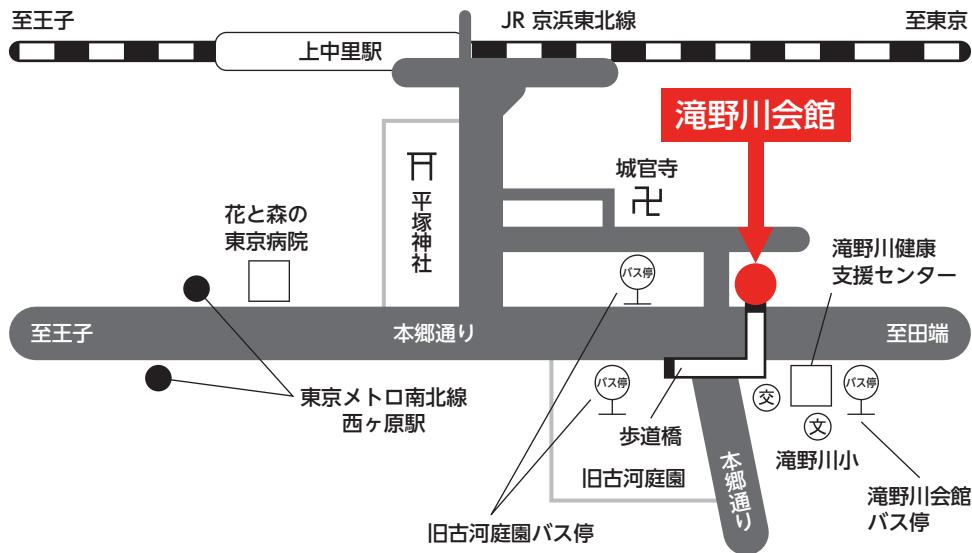
交通

JR京浜東北線

「上中里駅」 ●東口より徒歩7分

地下鉄南北線

「西ヶ原駅」 ●徒歩7分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C013080

